

## 地域生活支援拠点等の整備について

### 1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」といいます。）とは、厚生労働省が定める障害福祉計画の基本指針において整備方針が示されている、障害者の高齢化・重度化や親なき後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、その生活を地域全体で支える体制のことです。

拠点等の整備にあたっては、①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり の5つの機能が求められています。

### 2 三田市における地域生活支援拠点等整備の方針

本市では、地域の社会資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による拠点等の整備を進めています。

拠点等の5つの機能を整備するためには、課題や整備条件の整理、財政的な措置等が伴う場合もあることから、優先順位の高い機能（①相談 ②緊急時の受け入れ体制は整備済）から取り組み、段階的に整備を進めています。

また、各機能の運用状況について、三田市地域自立支援協議会で毎年、検証・検討を行うことを第6期三田市障害福祉計画において定めています。

### 3 拠点等事業の機能について

#### ① 「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時（24時間365日）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行っています。

#### (7)三田市基幹相談支援センターの運用状況

項目	令和4年度	令和5年度（12月末）
全体の相談件数	1,858件	1,642件
地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談人数	実人数15人 延人数184人	実人数：17人 延人数：340人

#### (4)今後の課題等

相談件数は年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスだけでは解決が困難な複合的問題事案や権利侵害事案等を含めた多岐にわたる相談が寄せられています。こうしたことから、職員育成（障害福祉分野の相談に対応できる高度な専門知識と相談援助技術の修得）の取り組みが課題となっています。

#### ② 「緊急時の受け入れ・対応」

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

(7)運用状況

項目	令和4年度	令和5年度（12月末）
緊急時（障害者本人の状態変化、介護者の急病、虐待案件等）により、短期入所、医療機関、その他の関係施設の受け入れを調整した人数	2人 （内訳） 短期入所2人	5人 （内訳） 短期入所2人 市外居住支援1人 ヘルパー1人 調整後利用せず1人

(i)今後の課題等

短期入所の空床状況によって、対応の難易度が大きく異なることが課題となっています。福祉サービス以外の緊急の受け入れ先や居場所が少ないとの課題について、今年度はNPO法人に協力を依頼して受け入れに体制を整備している段階にあります。

③ 「体験の機会・場」

一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能の整備について、事業所への協力依頼を行い、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の設置を進めます。

(7)運用状況

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、その都度、利用可能なグループホーム等を紹介するなど、体験の機会の提供を行っています。

(i)今後の課題等

市内の各グループホームによる数日間の体験入居はありますが、月・年単位で継続して体験入室ができる専用の居室を有したグループホームはありません。

今後、体験型グループホームについて、仕組みを整備するとともに、地域移行及び地域生活のニーズに対応できる地域資源の確保と支援の質を高める必要があります。

④ 「専門的人材の確保・育成」

研修会や事例検討を通じて医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の育成を行っています。

また、今年度は医療的ケア児等支援連絡会において、たんの吸引等の実施に必要な知識・スキルを身につける「喀痰吸引フォローアップ研修」を実施しました。

(7)運用状況

項目	令和4年度	令和5年度（3月末）
事業所向けの権利擁護・障害者虐待防止研修	11回	10回
事業所向けの専門的人材育成のための研修	5回	6回
相談支援専門員等を対象とした専門的人材育成のための研修・事例検討	10回	9回

(イ)今後の課題等

専門的人材のスキルアップのため、専門的人材育成のための研修会・事例検討会の実施を継続します。市内の福祉サービス事業所から精神障害や行動障害のある利用者の相談や事業所内研修の依頼がきいてネットに増えているため、複数の事業所合同の事例検討や、計画相談と個別支援計画の関係についての研修機会を設けます。

⑤ 「地域の体制づくり」

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

(ア)運用状況

三田市地域自立支援協議会、課題検討部会、連絡会等において、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた連携体制の整備を図っています。

【課題検討部会及び各連絡会の内訳】

項目	令和4年度	令和5年度（3月末）
課題検討部会	1回	2回
地域移行関係者連絡会	6回	6回
ヘルパー事業所連絡会	6回	5回
相談事業所連絡会	12回	12回
医療的ケア児等支援連絡会	4回	6回

(イ)今後の課題等

障害者等支援に関する課題について情報を集約し、地域の課題解決に取り組みます。  
また、障害のある方や、家族の様々なニーズに対応するため、三田市地域自立支援協議会を中心として既存の社会資源を活用し、連携体制の強化に取り組みます。

4 拠点機能の整備状況

機能	整備状況
① 相談	整備済
② 緊急時の受け入れ・対応	整備済
③ 体験の機会・場	未整備
④ 専門的人材の確保・養成	今年度整備
⑤ 地域の体制づくり	今年度整備